

我が国のエボラ出血熱への対応 ～これまでの対応と今後の備え～

参考資料2

平成27年2月24日

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議

世界におけるこれまでの状況

- 平成26(2014)年3月、ギニアがWHOにアウトブレイクの発生を報告。
- ギニア、リベリア、シエラレオネの西アフリカ3か国を中心に感染が拡大。
- 平成26(2014)年8月8日、WHOは「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PH EIC)」を宣言。
- その3か国以外のアフリカではナイジェリア、セネガル、マリで、欧米ではスペイン、アメリカ、イギリスで感染が確認。
- 平成27(2015)年2月11日時点で、患者数は約2万3千人、死亡者数は約9千2百人。

政府における体制の整備

「エボラ出血熱対策関係閣僚会議」(主宰:内閣総理大臣)の設置・開催(平成26年10月28日)以降、政府において、以下の体制を整備。

内閣

- ・「エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議」(議長:内閣危機管理監)を設置(平成26年10月28日)、開催(平成26年11月5日)。
- ・「エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議幹事会」を設置(平成26年11月5日)。
- ・内閣官房に「エボラ出血熱対策室」を設置(平成26年10月28日)。
- ・官邸危機管理センターに情報連絡室を設置(平成26年10月28日)。

我が国におけるこれまでの状況

国内及び在外邦人については、感染者は確認されていない。

国内における状況

- これまで、エボラ出血熱への感染があり得る患者として確認されたのは計5例であるが、いずれも、特定感染症指定医療機関へ搬送され、その後、国立感染症研究所の検査の結果、陰性との確定診断がなされている。
- ・検疫の段階で、エボラ出血熱への感染があり得る患者として確認された事例は2例。
- ・入国後、検疫所により健康監視が行われていた者でエボラ出血熱への感染があり得る患者として確認された事例は3例。

在外邦人の状況

■**在外邦人については、感染は確認されていない。**

- ・西アフリカ3か国の在外邦人は、平成26(2014)年8月初旬で概ね100人であったが、現時点で30数人まで減少。
- ・この在外邦人は、感染の疑い例は確認されていない。

各省庁

以下の省庁において、エボラ出血熱関係の対策会議等をそれぞれ設置。

- 警察庁:エボラ出血熱に関する警察庁対策室
- 総務省消防庁:エボラ出血熱緊急対策会議
- 法務省:入国管理局エボラ出血熱対策本部
- 外務省:エボラ出血熱対策室
- 厚生労働省:厚生労働省エボラ出血熱等対策推進本部

我が国におけるこれまでの取組と今後の備えについて(入国時の検疫対応)

昨年8月から、流行国(ギニア、リベリア、シエラレオネ)から入国しようとする者に対し、より一層の注意喚起を行い、確実に問診・健康相談等を行う体制を整備。(その後ナイジェリア及びコンゴ民主共和国が検疫強化の対象に追加されたが、WHOのエボラ出血熱終息宣言等を踏まえ、それぞれ平成26年10月24日、11月21日に対象外とした。)

PHEIC宣言(H26.8.8)

**関係閣僚会議の開催
(H26.10.28)**

検疫業務の運用の明確化

○検疫所における流行国からの入国者の具体的な取扱い(※1)等を明確化(平成26年8月8日)

(※1)エボラ出血熱が疑われる者の隔離や、健康状態に異常を生じた者に対する健康監視などの対応手順

○船舶に対する検疫対応(※2)等を明確化(平成26年8月15日)

(※2)船長等から過去21日以内に流行国に滞在した者の有無等を報告させるなどの対応手順

○過去21日以内にギニア、リベリア、シエラレオネに滞在していたことが確認された入国者はエボラ出血熱患者との接触歴があるものとみなして健康監視の対象として対応(平成26年10月21日～)

確実に問診・健康相談等を行う体制の整備

○入国者へのサーモグラフィによる体温測定に加え、出入国者に対するポスター等による注意喚起や、入国者に対する健康相談室の利用を呼びかけ(平成26年8月1日～)

○航空会社に対して、流行国に21日以内に滞在した乗客は空港到着後、検疫官に申告するようお願いする旨の機内アナウンスの協力依頼(平成26年8月12日～)

○9か国語による注意喚起ポスターを検疫所に配布し、注意喚起(平成26年8月12日～)

帰国・入国する者への更なるきめ細やかな対応

○流行国に社員・職員が滞在等していることが把握できた企業・団体に対して、感染を予防するために必要な情報の提供、帰国時における検疫所への申告や問診・健康相談等について協力を依頼(平成26年8月22日～)

○各海空港の検疫ブースにおいて、滞在歴質問ボードの掲示等による確認など一層の検疫体制の強化
○過去21日の流行国の滞在歴を確認することができるよう、検疫所と入国管理局の連携を強化(空港:平成26年10月21日～、海港:平成26年11月21日～)

我が国におけるこれまでの取組と今後の備えについて(国内における対応)

入国時又は国内において、万一、エボラ出血熱の疑いのある者が見つかった場合は、最寄りの特定感染症指定医療機関等に搬送して隔離措置を実施するなどの医療提供体制を整備。さらに、エボラ出血熱に対する国内対策の強化を図るため、以下の取組(主なもの)を実施。

PHEIC宣言(H26.8.8)

関係閣僚会議の開催 (H26.10.28)

厚生労働省

○自治体に対し、初動対応や都道府県における医療提供体制等の確認を依頼(平成26年8月7日～)

○自治体に対し、過去21日以内にギニア・リベリア・シエラレオネに滞在していたことが確認された場合には、疑似症患者として取り扱うこと等にかかる行政と医療機関への協力を依頼(平成26年10月24日、11月21日～)

○都道府県等に対し、患者及び検体の搬送に係る実地訓練を要請し、140自治体を実施(平成26年11月3日～)

○医療関係者に対し、検査マニュアル、医療従事者の感染防御を含めた診療の手引き等を作成・配布

○指定医療機関を対象として、全国で個人防護服の着脱研修を実施(平成26年10月～)

自治体に対し、国内で患者が発生した場合の保健所等が行う移送についての消防機関の協力に関する通知を総務省消防庁及び厚生労働省から発出(平成26年11月28日)

総務省消防庁

○各消防機関に対し、情報収集及び衛生主管部局との情報共有や連携を促す事務連絡を発出(平成26年9月3日)

○各消防機関に対し、救急要請時に発熱症状を訴えている者に、ギニア、リベリア又はシエラレオネの過去1か月以内の渡航歴が判明した場合、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所に引き継ぐこと等を内容とした消防機関の基本的な対応を通知(平成26年10月28日)

警察庁

○都道府県警に対する以下の内容を指示。(平成26年10月24日等)

- ・感染防護資機材の準備、関係機関が一体となって行う各種対策への参画、訓練の実施等
- ・国内で感染者等が確認された場合、必要に応じ、空港、医療機関等における警戒活動及び交通規制、検体の搬送支援、感染者等の搬送支援等の実施

環境省

○都道府県等に対し、国内で患者が発生した場合の廃棄物の適正処理の確保の周知徹底を依頼等を通知(平成26年10月29日)

我が国におけるこれまでの取組と今後の備えについて (国内における対応・在外邦人等への対応等)

エボラ出血熱疑い事案発生時の公表の考え方

○エボラ出血熱患者の疑い事案発生時の公表の考え方について、関係省庁において整理を行い、厚生労働省において公表。
(平成26年11月21日)

在外邦人等への対応

外務省(海外安全ホームページ)

○西アフリカ3か国について、随時、スポット・広域情報を発出・更新(平成26年3月～)

○流行状況や感染防止策等の周知

○WHOによるPHEICの宣言も踏まえ、感染症危険情報の発出等(平成26年8月8日～)

○西アフリカ3か国の在外邦人に安全対策の実施や退避検討を促す
○西アフリカ3か国への渡航者に不要不急の渡航の延期を呼びかけ

○上記のような取組の中で、西アフリカに滞在する在外邦人は限られている状況であり、在外公館が定期的に連絡を取るなどして在外邦人の状況を把握。
○万が一発症した場合は、現地で治療、第三国への搬送、日本への搬送等、医師の判断や患者等の意思等を総合的に勘案し、邦人が最善の治療が行えるよう関係省庁が連携して対応。

まとめ(今後の対応について)

○昨年度秋以降の新規感染者が総じて減少傾向にある中で、WHOは本年1月、「感染伝播の減速」に焦点を当てた対策の段階から「流行の終息」に焦点を当てた対策の段階に入ったとの報告するとともに、引き続き、PHEICを宣言し続けるべきであることが全員一致で確認。

○本年2月上旬、WHOは、西アフリカ(特にギニア)における新規感染者数が本年1月に増加に転じている等の状況を報告

患者の発生を終息させることに向けた取組が引き続き求められていることから、警戒を怠ることなく、感染の状況や国際的な動向等を注視しつつ、関係省庁が緊密に連携し、その状況等に応じた対策を的確に講じていく必要。

政府としては、引き続き、こうした対策を実施するとともに、国民に対する迅速かつ的確な情報提供を行い、国民の安全・安心の確保を図っていく。